

	項目	採点内容	評価点		
競争参加者の与信に関する事項	①会社概要	資本金が3億円以上であれば評価する。	3		
	②公的施設への「従量料金方式」の実績（プロポーザルに参加者の実績に限る） ※公的施設とは、学校、病院、図書館、百貨店、博物館・美術館、旅館、共同住宅を指す。	5件以上の実績を有すれば評価する。	5	3	1
	③病院(病床数:400床以上)への「従量料金方式」の実績（プロポーザルに参加者の実績に限る）	5件以上の実績を有すれば評価する。	10	5	1
	④ISO22301の取得	BCMS(事業継続マネジメントシステム)を構築している事業者を評価する。 BCMSとは、「自然災害や伝染病、ITシステムの障害などの予測できない非常事態が発生した際にも、事業を継続あるいは中止後にも早期復旧できる」体制	4		
契約内容に関する事項（全項目回答必須）	①浄水供給提案単価（下水、電気を含めること）	提案従量単価が目標準価以下であれば、提案単価に応じて評価する。	15		
	②浄水システム運転年間電気料金（使用電力量記載）及び年間下水料金（下水水量記載）	年間使用電力量及び年間下水量の記載について評価する。	2		
	③水質保証の内容	水道水水質基準の他、冷凍空調機器用水質ガイドラインを考慮している場合は評価する。	5		
	④PFAS(PFOS/PFOA)、有機フッ素化合物の検査の実施と検査頻度	「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」について遵守する内容を評価する。	5	3	1
	⑤PFAS(PFOS/PFOA)、有機フッ素化合物検出時の対応	「水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル」(国土交通省 発布)を参考に対応策の記載について評価する。	5		
	⑤水量保証の内容	(12m3/h×18h×365日=約80,000m ³)で計算し、目標浄水量以上を供給可能な場合、その量に応じて評価する。			
	⑥賠償責任保険	事業者の責めに帰す事故の場合、100億円以上付保の場合評価する。	5		
	⑦横浜市条例への対応について	地下水採取規制について記載があり、横浜市への手続きについて記載がある場合、評価する。	3		
設備設置に関する事項	①浄水システムの材質、耐震性、安全性が十分に保たれており、環境の保全・騒音防止及びに配慮されたものであること。	JIS(日本工業規格)、JWWA(日本水道協会規格)、「公共建築工事標準仕様書」を満たしていること。既設設備及び周囲の構造物への影響を配慮していれば評価する。	10		
	②需要の変動に応じて、浄水を安定的かつ効率的に供給することができること。	水道使用量を考慮して、浄水供給量を適正に提案すること。浄水システム(各装置の規模・運転時間等)が利用実態(使用量及び排水量)に応じた合理的な提案である場合には評価する。	2		
	③新設井戸は、採水規制を厳守し、地下水浄水量に対し、適正揚水量を十分に満足できる仕様、調査計画であること。	適切な仕様(本数・深度・ポンプ・口径)、調査計画(揚水試験・孔内カメラ調査等)を実施すること。排水などを考慮した試験計画であれば評価する。また、周辺井戸状況より原水水質想定がされていれば評価する。	2		
	④水道用膜モジュール規格(AMST-001)の認定を有し、スケール要因の除去ができる仕様であること。	水道用膜モジュール規格(AMST-001)の認定を有し、スケール要因(シリカ・硬度・蒸発残留物)が冷凍空調機器水質ガイドライン水質以下に除去できる膜構成であれば評価する。	2		
	⑤計画浄化処理水量が十分に処理できる能力を有すること。	運転時間18時間で計画浄化処理水量が処理できること。さらに高い処理能力を有するシステムであれば評価する。	2		
	⑥装置に異常が発生した場合、自動的に異常を検知して装置を停止する機能を有すること。また、その際、井水から市水へ自動的に切り替わること。	装置に異常が発生した場合、自動的に装置を停止し井水から市水へ切り替わる機能を有していること。異常時の定義と対応策が定められていれば評価する。	1		
	⑦水量や濁度、水素イオン濃度指数、残留塩素濃度などの運転状況や水質情報を24時間遠方で監視する装置を設置すること。	運転状況を十分に把握できる計器設置ができており、24時間遠方で監視する機能を有していること。監視項目等に独自の特長があれば評価する。	1		
	⑧遠方監視装置による運転状況や水質情報を、所要の期間にわたり記録できる機能を有すること。	記録装置を有していること。独自の機能を有していれば評価する。	1		
	⑨システム故障時、空港担当部署並びに遠隔地の監視拠点へ自動で警報を送信する機能を有すること。	警報を携帯メール等で発信する機能を有していること。空港防災センター監視盤に表示できるシステムであれば評価する。	1		
	⑩薬品注入設備は、十分な機能を有していること。	薬品注入設備は、予備設備を設けること。薬剤注入ポンプが注入量調節機能を有し、2重化されている場合は評価する。	1		
	⑪送水設備は、浄化処理水が計画量送水できる機能を有していること。	計画送水量を安定的かつ効率的に送ることができる送水ポンプであり、送水管内の水撃作用の軽減、負圧が生じない措置がされていること。配管ルートに応じ、制水弁、空気弁又は伸縮継手が設けられていれば評価する。	1		
	⑫計測計器類が所定の個所に設置され水質監視が十分出来るシステムであること。	処理水槽でpH、残留塩素、導電率が図れるシステムとすること。膜差圧検出機能、膜の破断に対する検出機能を有している場合は評価する。	1		
保守管理に関する事項	①保守管理機関	保守管理機関が東京都または神奈川県内に有ること。保守管理機関の勤務者人数が複数人いる場合評価する。また長期連休(年末年始等)や夜間時の体制を評価する。	5		
	②定期管理の内容	毎月1回、専門技術者によるプラントの保守・点検報告書を作成する。「専用水道」に基づく所定の水質検査結果を報告する内容の記載がある場合、評価する。	1		
	③緊急時対応	緊急時は、メンテナンスマンを1時間以内に現地で内容確認・応急処置をできる体制である場合、評価する。到着までの時間(目安)を記載しつつ、根拠も示すこととする。	2		
	④浄水処理設備の安全対策	浄水設備の安全対策において ・警備体制について記載 ・監視カメラ等の遠隔監視設備の設置について記載 がある場合、評価する。	2		
	⑤水質検査	運用後の水質検査について記載がある場合、評価する。	3		
総合評価			100		